



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第63号 : 特集・論著目録稿
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 63, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78874
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

1991年6月15日
吐魯番出土文物研究会

第63号

特集・論著目録稿

吐魯番出土文物関係論著目録(稿)

— 1990・国内篇 —

關 尾 史 郎 編

【は じ め に】

本目録は、1990年一年間に、国内で発表された吐魯番出土文物関係の論著を輯めたものである。体裁は本『会報』第39号に掲載された「1989・国内篇」に準じている。また昨1990年には本『会報』も、半月刊で第28号から第52号までの二四号と、別冊として第1号から第50号までの内容別総目次が発行されたが、これについては、第66号(8月1日発行予定)に掲載される総目次にゆずることとする。

A 総 記

- (1) 荒川正晴「阿斯塔那・哈拉和卓古墳群墳墓一覧表」『中央アジア史の再検討—新出資料の基礎的研究—』(昭和63年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書) 59~87

B 図 録(写真・図版)

C 資 料(文書・墓誌)

- (1) 池田 温編『中國古代寫本識語集録』東京大学東洋文化研究所・東洋文化研究所叢刊第11輯

D 概 説・研 究 紹 介

■ 著 書

- (1) 中国社会科学院考古研究所編／中村慎一・小川 誠・来村多加史訳『中国考古学の新発見』雄山閣出版
- (2) 東京美術・人民中国雑誌社編／人民中国雑誌社翻訳部訳『中国文化のルーツ』下巻 東京美術
- (3) 唐代史研究会編『東アジア古文書の史的研究』刀水書房・唐代史研究会報告第七集
- (4) 諸戸立雄『中国仏教制度史の研究』平河出版社
☆所収：「北魏均田制と仏教教団」(1979年)
- (5) 善峰憲雄『中國史管見—古稀記念 善峰先生論作輯—』龍谷大学東洋史学研究会
☆所収：「均田制棗榆考—永業田の意義と関連して—」(1985年)

■ 論 文

- (6) 浅見直一郎「中国南北朝時代の葬送文書—北齊武平四年『王江妃随葬衣物疏』を中心に—」『古代文化』第42巻第4号 1~19
- (7) 新井光風「新出土の吐魯番出土文書／ウルムチ・トルファン紙文書実見記」『書道界』第2

巻第11号 76～85

- (8) 荒川正晴「トゥルファン出土「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隷売買文書」の理解をめぐって」『外国学研究』（神戸市外国語大学外国語研究所）XXI 137～153
- (9) 荒川正晴「スタイン将来「蒲昌群文書」の検討—Ast. III. 3. 07, 08, 037号文書の分析を中心に—」『西北史地』1990年第2期 23～44
- (10) 石田勇作「吐魯番出土「舉錢契」雑考」『駿台史学』第78号 109～129
- (11) 大津 透「大谷・吐魯番文書復原二題」D（3） 90～104
- (12) 大津 透「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考—唐朝の軍事と財政—」『東洋史研究』第49巻第2号 1～24
- (13) 小田義久「大谷文書と吐魯番文書の関連について」D（3） 129～146
- (14) 白須浄眞「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年—三世紀から八世紀に亘る被葬者層の変遷をかねて—」（一）『東洋史苑』第34・35号 1～72
- (15) 杉井一臣「唐代の過所発給について」布目潮瀧博士古稀記念論集刊行編集委員会編『布目潮瀧博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院 159～189
- (16) 關尾史郎「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究—條記文書の古文書学的分析を中心として—」（三）『人文科学研究』（新潟大学人文学部）第78輯 149～177
- (17) 關尾史郎「「建平」の結末—『吐魯番出土文書』割記（四）—」（補遺）『新潟史学』第25号 49～60
- (18) 關尾史郎「「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の正体—『吐魯番出土文書』割記（七）—」（IV）『史信』（新潟大学關尾ゼミ）第16号 2～4
- (19) 田邊勝美「パキスタン北部、ホダルの岩壁画獅子像に関する一考察—K. Jettmar説に対する反論を中心に—」『古代オリエント博物館紀要』第11巻 209～256
- (20) 竹浪隆良「「唐西州高昌県処分田畝案卷」について」『駿台史学』第78号 130～165
- (21) 土肥義和「唐代敦煌均田制の田土給授文書について—開元十六年敦煌県史記汜知節請給田衛士某大慶牒の分析—」D（3） 287～323
- (22) 中村裕一「敦煌発見公式令残卷の製作年次について」D（3） 346～350
- (23) 船越泰次「吐魯番出土、唐代戸等文書覚書」D（3） 365～383
- (24) 町田隆吉「使人と作人—麹氏高昌国時代の寺院・僧尼の隷属民—」『駿台史学』第78号 92～108
- (25) 町田隆吉「吐魯番出土文書に見える仏教寺院名について—吐魯番出土文書研究ノート（1）—」『研究紀要』（東京学芸大学附属高等学校大泉校舎）第15集 27～42
- (26) 山根清志「唐代の奴婢売買と市券」D（3） 384～399
- (27) 横張和子「複様平組織の緯錦について—大谷探検隊将来絹資料の研究—」『古代オリエント博物館紀要』第11巻 257～281
- (28) （Y）「（文物発掘情報）胡姫の実際」『しにか』第1巻第6号 46～47

E 動向・批評・目録

- (1) 海老沢哲雄「1989年の歴史学界—回顧と展望—／内陸アジア・1」『史学雑誌』第99編第5号 267～271

F その他

- (1) 相澤正也『60歳のロマン 動乱の中国に留学す』新潟日報事業社
- (2) +石田米孝『わたしのシルクロード』溪水社 1989年

- (3) 駒田信二『シルクロードをゆくー付・「水滸伝」の旅ー』東方書店
(4) + 段正一郎『中国右往左往日記』鉾脈社 1989年
(5) 東京美術・人民中国雑誌社編／人民中国雑誌社翻訳部訳『中国博物館めぐり』下巻 東京美術
(6) + 中島深水『中国辺境は、今』銀河書房 1988年

(以上)

—〈ノート〉—

高昌国の侍郎をめぐる諸研究(下)

關 尾 史 郎

【中国における諸研究について】

中国では馬雍氏以後、侯燦氏が新出の墓碣を駆使して高昌国の官制を復元したなかで、侍郎について論じられた⁽¹⁾。侯氏は嶋崎氏の官制改革説に一部依拠しつつ、尚書系の諸部の長史が末期に侍郎と改称されたとし、にもかかわらず墓碣からは吏部侍郎と兵部侍郎だけしか検出できない点については⁽²⁾、文書に「兼某部事」とあるのは実は侍郎のことであるとしてこれを補強されるのである。また侯氏は侍郎の所属先の官府として尚書系の諸部以外にも、東宮府を上げている。王国侍郎がそれである。王国侍郎こそは従来門下系の侍郎と考えられてきたものなので、これは従来の理解と全く相容れないものだが、その根拠としては張仲景が王国侍郎から東宮諮議參軍へ昇っているという事実があるにすぎない⁽³⁾。そもそもこの侍郎がほんとうに侯氏のいわれるごとく、東宮府の属官であったのならば、なぜ「王国」と冠されなければならないのか、理解に苦しむところである。「兼某部事」を侍郎と等置する点にせよ、東宮府にも侍郎が所属していたとする点にせよ、到底従いがたい点ばかりであって、侯氏にあっては、総じて貴重な出土文物は生かされずに終わっている。また彭琪氏は侯燦氏の成果を継承する立場から、尚書系の諸部の侍郎と東宮府に所属する侍郎（彭氏もこれを王国侍郎とする）のほかにも、門下系に所属する侍郎（門下侍郎）があったことを主張されている⁽⁴⁾。しかしこれについても、侯燦氏に対する批判をもってすれば充分であろう。彭氏は門下侍郎について、侯燦氏の研究以後、『吐魯番出土文書』の第四冊や第五冊が公刊されてはじめてその存在がしられるようになったとされるが、侍郎が門下系に所属していたことは、馬雍氏がいち早くしかも正確に指摘されていることである。彭氏はそれに言及されないばかりか、侍郎の名称を門下侍郎などと誤っているのであり、とてもしたがえない。

最近では王素氏がこれらの先行研究を批判しつつ、高昌国の官制を規定している府官の構造に着目し、侍郎についても本来は王府に所属する侍郎が、門下系や尚書系の諸部に配属されたものであり、このうち後者は幼少の名族出身者に授与される名誉職にすぎないという新しい解釈を提示されている⁽⁵⁾。

中国における諸研究はおおよそ以上のような状況である。

【諸研究の問題点】

高昌国の侍郎について、その所属を中心にして日中両国における研究史をたどるとこのようになるが、所属と配属という微妙なニュアンスの違いはあるものの、尚書系の諸部と門下系の双方に（あるいはそれに加えて東宮府にも）侍郎なる官員が存在していたことが主張されている点は全研究に共通しているといってよいだろう。しかし一般的にいて、全く同じ名称の侍郎が尚書系の諸部と門下系の双方に、しかも同時に存在していたというのはやや不自然ではないだろうか。

たしかに荒川正晴氏のように、高昌国における官職は將軍号までも含めて「官人の身分的列位」に

すぎず、官職単独では具体的な職掌を有さないと考えてしまえば、かかる可能性もありえよう。そして実際、荒川氏の見解を裏付けるような事例を上げることは必ずしも困難なことではないのである。しかしその場合であっても、例えば郎中をはじめ長史や司馬、さらには參軍や主簿などはあくまでも尚書系の諸部の官員としてしか存在を確認できないのであって、これらの地位にあった官人が門下系の官府にも配属されていた形跡はたえてみられないのである。したがって荒川説については、やはり官職を「官人の身分的列位」とする点自体が再検討の対象とされる必要があるだろう。この荒川氏の見解に近いのが、最後に紹介した王素氏のそれである。王素氏の所説によれば、侍郎のみならず、長史、司馬、參軍、および主簿といった尚書系の諸部にみられる官員はもとより、中兵參軍や中郎などの門下系と思われる官員までもが王府に所属していたことになる。それが適宜尚書系の諸部や門下系などの官府に配属されるわけだが、尚書系の諸部と門下系の双方に配属されるのは侍郎だけである。たしかに王素氏は尚書系の諸部の侍郎については限定的に考えられているようだが、それにしてもなぜ長史以下の官員は尚書系の諸部にしか配属されないのだろうか、という荒川説に対するのと同じ疑問がある。また侍郎が王府に所属するという点は中国王朝の官制からの類推のようなので、尚書系から独立した王府の存在という点とあわせて、この点についても検討の余地がありそうである。

ところで、そもそも尚書系の諸部に所属ないしは配属された侍郎の例は、侯燦氏も認めざるをえなかったようにけっして多くはなく、三例の墓埴を数えることができるにすぎない。そのために侯氏は文書にみえる「兼某部事」を尚書系の某部の侍郎と考えたわけだが、これは全く根拠のない暴論であり、しかもかかる表現は高昌国の全時代を通じて頻出するといってもよく、侯氏の官制改革説とは論理的にも矛盾してしまう。むしろさしあたり必要な作業は、三例の墓埴の史料的な価値を再検討することなのではないだろうか。と同時に、侍郎が尚書系の諸部や門下系においていかなる職務に従事していたのか、という問題に対する取り組みがほとんどなされてこなかったのも考えてみれば奇妙なことではある。もっとも尚書系の諸部の侍郎は墓埴にしか現われないのであるから、この問いかけへの解答は無理かもしれない。しかし門下系の侍郎は馬雍氏が指摘された上奏文書への通判のみならず、さまざまな職務に従事していたことは文書を一瞥しただけでも明白である。その職務いかんによっては、文書には単に侍郎とのみあるものでも、尚書系の諸部にあった侍郎（某部侍郎）ということもありえよう。

侍郎の所属（配属）先の官府の問題はいうまでもなく、その職務内容（職掌）の問題と無関係ではないはずで、上に述べた二点の課題も並行して解明される必要があるだろう。おそらく従来とは全く異なった理解に到達できるはずである。

（完）

【註】

- （１） 侯燦「麹氏高昌王国官制研究」（同氏『高昌樓蘭研究論集』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九九〇年、所収〈初出は一九八四年〉）。
- （２） 具体的な事例については、關尾、前掲「高昌国の侍郎について」、表Ⅰ、参照。
- （３） 侯燦「解放後新出吐魯番墓誌録」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第五集 北京 北京大学出版社、一九九〇年）、録注五三「高昌重光元年（六二〇）張仲慶墓表」、参照。これによれば、彼は東宮諮議參軍から長史に転じているので、侯氏の論理によれば、長史も東宮府の属官だったということになろう。
- （４） 彭琪「麹氏高昌王国行政官職芻議」（『新疆社会科学研究』一九八六年第二期）。
- （５） 王素「麹氏高昌中央行政体制考論」（『文物』一九八九年第一期）。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)